

「地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会」技術検討ワーキンググループにおける主な検討事項に関するメモ

2. 加工を行う機関における非識別加工情報の作成方法に関する基準等
地方公共団体の保有する個人情報の特性に応じた加工基準



国立情報学研究所

佐藤一郎

加工を行う機関における非識別加工情報の作成方法に関する基準等の論点

- 非識別加工情報(匿名加工情報)は規定・ガイドラインに依存した制度となることから、規定・ガイドラインを明確化する必要がある
 - 技術WGで、技術的な見地から行個法の規定・ガイドラインの差分を検討すべき
 - 加工基準はどうあるべきか
 - 「加工する機関」は地方公共団体となることを前提にするが、仮に相違する場合は何を地方公共団体で加工して、何を「加工する機関」で加工するかの線引き
- 当該箇所の報告書イメージは、個人情報保護委員会(PPC)の行政機関非識別加工情報ガイドライン(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン行政機関非識別加工情報編)の地方公共団体版を作ること(修正・加筆箇所は少ないはず)

地方公共団体における非識別加工情報の適正な加工

- 行個法(個人情報法も含む)では非識別加工情報(匿名加工情報)の実質的な定義は規定・ガイドラインによる
- 行政機関非識別加工情報では行個法ガイドライン第11条で規定

規則第11条

法第44条の10第1項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1)保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- (2)保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- (3)保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号(現に行政機関において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。)を削除すること(当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。)
- (4)特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- (5)前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む保有個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該保有個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

▶ 論点①: 規定11条1号に関するガイドラインについて

(1)保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

■ 規定の変更は不要と思われるが、削除範囲などは要検討

【想定される加工の事例】

事例 1)氏名、住所、生年月日が含まれる保有個人情報を加工する場合に次の 1 から 3 までの措置を講ずる。

1)氏名を削除する。

2)住所を削除する。又は、〇〇県△△市に置き換える。

3)生年月日を削除する。又は、日を削除し、生年月に置き換える。

事例 2)氏名、住所、電話番号が含まれる保有個人情報を加工する場合に次の 1、2 の措置を講ずる。

1)氏名、電話番号を削除する。

2)住所を削除する。又は、〇〇県△△市に置き換える。

■ 市町村のデータにおいて住所を〇〇県△△市に置き換えるのは削除するのと同じ

▶ 論点：規定11条1号に関するガイドラインについて

- 行個法ガイドラインで住所を〇〇県△△市に置き換えるのは例示に過ぎない
 - 他の情報が大幅に加工されていれば住所を〇〇県△△市××町あたりまで残せないのか
 - 例えば他の情報が生年月日の場合、日だけでなく月日まで削除、または10年単位で丸めるれば、住所は町までの情報を残せるのか
- 最小人数の設定、行政機関非識別加工情報では千人以上としていますが、これは個人情報ファイル簿の要件が千人以上だからですが、この人数の取り扱いは親会または技術WGで議論すべき

▶ 論点②: 規定11条2号に関するガイドラインについて

(2)保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

- 規定の変更は不要と思われるが、技術WGでは議論だけはしておくべき
 - もし地方公共団体が個人に付番している識別子があれば、その地方公共団体においては個人識別符号として扱う必要があるか

▶ 論点③: 規定11条3号に関するガイドラインについて

(3)保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号(現に行政機関において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。)を削除すること(当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。)

- 規定の変更は不要と思われるが、技術WGでは議論だけはしておくべき

▶ 論点④: 規定11条4号に関するガイドラインについて

(4)特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

- 個人情報法や行個法のガイドラインでは、「特異な」の基準は全国だと整理できたが、地方公共団体の場合は全国とはいえない可能性がある

▶ 論点⑤: 規定11条5号に関するガイドラインについて

(5)前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む保有個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該保有個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

- 記述等との差異その他の当該保有個人情報ファイルの性質に関わるであろう、地方公共団体と行政機関に違いを議論しておくべき
 - 例: 対象データの悉皆性
 - 加工基準にサンプリングをいれるべきか
 - 例: 地域依存のデータの偏り(例: 年齢構成)

- 行政機関(と民間)が保有する情報のうち、非識別加工情報の対象となりえる個人情報ファイルは悉皆性のあるデータは少ないが、地方公共団体は悉皆性があるデータを持ちうることから、サンプリングなどの加工を前提にすべきか